



土淵地区センターでの意見を聴く会のもよう

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長等との立場や権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の保持に努め、事務執行の監視及び評価を行うものとする。

『解説』

二元代表制の趣旨に鑑み、議会と市長等との関係を明確にするものです。

(一問一答及び反問)

第9条 本会議における議員と市長等との質疑応答

は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

2 議会審議において、本会議及び委員会に出席した市長等及びその補助職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の内容を明確にするため、反問することができるとする。

『解説』

これまで一般質問は、総括質問方式で行われてきましたが、論点などを明確にし、市民の皆さんにもわかりやすくするため、一般質問や本会議での議案審議を一問一答方式でも行うことができるようにするものです。

第2項では、活発な政策議論を行うため、議員の質問の確認のほか、その質問の背景などについて、市長などが逆に議員に質問することができるようになるものです。

(政策等の説明及び審議)

第10条 議会は、市長等が提案する計画や政策等については、議会審議を通じて政策水準を高めるため、市長等に対して必要な事項の説明を求めるとすることができるものとする。

2 議会が計画や政策等を審議する際には、立案及び執行に当たつての論点や争点を明確化するとともに、執行後の政策評価に役立つような審議に努めなければならない。

『解説』

市長等が計画や政策を提案する場合、詳しく審議できるように説明を求めるとができるように規定しています。

また、第2項では、議会がその計画や政策を審議する際は、論点等を明確にし、執行後の評価ができるように議論を行うことを規定しています。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。

『解説』

市が取り組む政策だけではなく議会も政策立案機能を強化し、政策提言をしていくことを規定しています。



山口の水車小屋(遠野遺産第9号)

第5章 議会の機能

(議決事項の拡大)

第12条 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想(以下この条において「基本構想」という。)及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたる総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止をすることについては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

『解説』

地方自治法の改正により、総合計画の基本構想の策定が市の義務ではなくなったことで議決事項ではなくなりましたが、市政の総合的な計画である基本構想とそれに基づく基本計画については、特に重要なものであるという考えから、議会で議論を行うこと